「第 125 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和８年 10 月６日（火曜日）に、「第 125 回 コーデックス連絡協議会」を AP 赤坂グリーンクロス C ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は廣田浩子委員が議事進行役を務めました。

議事次第に基づいて、事務局から、令和８年 10 月に開催される第 19 回食品汚染物質部会（CCCF）並びに令和８年 11 月に開催される第 45 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）及び第 56 回食品衛生部会（CCFH）の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

なお、委員は会議室又はウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 19 回食品汚染物質部会（CCCF）

仮議題３　FAO および WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項

（山口隆司委員）JECFA の第 101 回会合においてヒ素の再評価がされ、ヒ素汚染が中程度以上の地域において健康への懸念があるとのことだった。無機ヒ素の摂取を考えた場合、水が最も大きく寄与すると言われており、日本の場合、その点は問題ないかと思う。コメからの摂取削減については、仮議題 18 の説明において、実施規範の作成等で、今後、日本が中心的に活動していくとのことだった。一方、無機ヒ素を多く含む海産物、特にヒジキや特定海藻の高摂取者への注意喚起について、どう考えているか。

（森田満樹委員）JECFA が無機ヒ素について、ベンチマーク用量信頼下限値(BMDL0.5)をかなり低い値に設定したことを受け、今後、コーデックス基準の精米や玄米の基準に影響が出てくることを懸念。日本人はコメの摂取量が多いこともあり、国内のリスクコミュニケーションにも影響があるのではと考える。仮議題 18、20 の説明では、まず実施規範を作成するとのことだったが、今後の道筋について教えてほしい。

（事務局）2013 年の食品安全委員会によってヒ素のリスク評価が行われている。これに基づき、無機ヒ素の濃度が高いことが知られているヒジキ製品については、製造・加工工程や家庭での調理の際、水洗い、水戻し、ゆでこぼし等の適切な低減処理が行われるよう情報提供をしており、引き続きバランスのよい食生活の重要性を含めて注意喚起を実施していく。

日本としては、実施規範を基準値より先にレビューすることを主張している。基準値が厳しくなるのではというご懸念については、汚染物質の基準値を検討する上で、まずは実施規範を遵守することでどれだけ低減できるのかという情

報を集めることが重要であり、そういった実行可能性についての情報無しに基準値を引き下げることは合理的でないというのが CCCF の従来の考え方であるため、その点を主張していく。

（辻山弥生委員）普通発がん性物質が対象である場合に、発症率が 10%増加する用量（$BMDL_{10}$）がとられると認識しているが、今回発がん性から評価していないのに BMDL が用いられている。また、発症率が 0.5%増加する量（$BMDL_{0.5}$）が用いられており、より低い影響レベルで評価されているが、なぜか。

（事務局）$BMDL_{10}$は、動物実験等でデータ数が限られている場合に、無毒性量（NOAEL）に相当する指標として使用される。一方、今回の無機ヒ素の評価ではヒトを対象とした大規模な疫学研究データを使用しており、より小さなリスクの増加を統計的に推定することができるため、発がん性については$BMDL_{0.1}$、非発がん性については$BMDL_{0.5}$が評価の根拠として使用されている。また、BMD 法を使った評価の方が、下限値と上限値の信頼区間の大きさで推定の不確実性を評価できるため、異なる研究間の比較や統合にも適していることが JECFA の報告書において述べられている。

（山口隆司委員）近年、WHO の資金問題について報告されているが、JECFA に要請する評価物質を限定しようという議論は、どこでされるのか。

（事務局）資金不足の報告はあるものの、少なくとも CCCF の評価優先リストの検討においては要請評価物質を限定するとの議論は行われていない。

（山口隆司委員）食品由来の疾病負荷について、今回、3,000 万 DALYs と推計されたとの報告があったが、この数値をどのように捉えるべきか伺いたい。

例えば、世界人口を 80 億人とすると、１人当たりでは年間約 1.4 日分に相当する計算となるが、このように、世界人口全体がそれだけの健康上の影響を受けていると理解するのが適切か。

また、現在は限定された対象物質・ハザードについて疾病負荷が算出されていると理解しているが、今後、対象となるハザードを拡大することによって、推計される疾病負荷（DALYs）も増加していくと考えてよいか。

（事務局）WHO が今年公表した食品由来疾病負荷に関する推計では、食品由来の化学的ハザードにより、全世界で約 3,000 万 DALYs の疾病負荷が生じているとされている。

DALYs は、例えば食中毒等に罹患し、障害が残った場合や死亡した場合に、そうした疾病がなければ健康に過ごすことができた年数がどの程度失われたかを示す指標である。

約 3,000 万 DALYs を世界人口約 80 億人で割ると、１人当たり年間約 1.4 日となるが、食品由来の疾病負荷は、各国における食品の摂取状況や医療インフラ等の諸条件によっても大きく異なることから、１人当たり年間 1.4 日の健康な期間を失っているというよりも、世界全体のインパクトとして捉えるのが適当と考える。

また、この数値については、今後、同様の推計が行われた際に、前回の推計値と比較してどのくらい増加又は減少したかなど長期的な視点で活用できるものと理解している。

さらに、パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）やマイクロプラスチック等、今回の推計対象に含まれていないハザードが将来的に追加された場合、推計される疾病負荷が増加する可能性はあるが、個々のハザードが疾病負荷にどの程度寄与するかはそれぞれ異なるため、対象となるハザードが増えることに伴い DALYs が無限に増加するようなものではないと考えている。

仮議題５　食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範(ステップ4)

(森田満樹委員) 追加の附属書として海藻が議論されているということだが、対処方針では「その内容が附属書の作成を正当化するほどの十分な有効性及び実効性についての情報が示されていない」とある。海藻における実行可能な低減策とはどのような内容か。また、今後の見通しについて教えてほしい。

(事務局) 日本としては、現時点として、海藻のカドミウムを低減するための有効な対策は確立されていないと考えている。今回の実施規範原案では、例えば、生産地域の海水中のカドミウム濃度をモニタリングして海藻への影響を評価すること、海水中のカドミウムの基準値を設定すること、加工や消費に用いる海藻種をカドミウム濃度が低い別の海藻種に変更することなどが示されているが、いずれも有効性、実行可能性ともに十分な証拠や情報があるとは言えないと考えている。国際的に海藻の食利用に対する理解がない状態で、規範の作成が進められていることが問題と考えており、日本の主張に賛同が得られていない状況。有効性や実行可能性に十分な根拠がない対策が規範に含まれるのは、好ましくない前例となってしまうため、引き続き丁寧に意見を示していきたい。

(辻山弥生委員) 海藻の附属書が策定されることとなった背景や、提案国の意図について教えてほしい。

(事務局) 海藻類が新たな食料源として世界的に消費が拡大している一方、海藻類は重金属類の濃度が高いという懸念があり、実施規範の策定が進められたという背景がある。

仮議題９　マグロ類中のメチル水銀に関する最大基準値及び関連するサンプリングプランのレビュー

(道野英司委員) 今回のデータ収集の趣旨として、高濃度個体のデータを見逃しているのではという懸念があるということだが、日本でのデータ収集状況と今後の予定について説明をお願いしたい。

(事務局) 農林水産省では、有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画において、水産物中のメチル水銀のサーベイランスを実施することとしており、今年度もクロマグロの調査を実施しているところ。次年度以降も、コーデックスの議論も踏まえ、他の種のマグロ類についてのデータの収集を進める予定である。

(道野英司委員) 現在までに集まったデータで、高濃度個体のデータを見逃しているのではという懸念に対して、見解を示せるのか。

(事務局) 何をもって高濃度とするのかは難しいところであり、天然・養殖の別なども検討する必要があると考える。

(道野英司委員) まずは、これまで収集されたデータと比較し、データの分布に違いがあるかを検討すべきと考える。

(事務局) 収集したデータについては、そういった観点で検討を進め、JECFA のデータコールに適宜対応していく。

仮議題 14　食品容器包装における再生プラスチックの安全使用に関するガイドラインの策定

(細野秀和委員) 日本代表団が CCCF の多くの議題で共同議長等を務め、議論に貢献していることに敬意を表したい。

本議題でも共同作業国になっていると承知。討議文書にある日本の通知のリンク先が日本語の通知（健生食基発 0328 第７号、健生食監発 0328 第７号　令

和６年３月 28 日）となっているが、英訳したものが掲載されることを期待する。食品表示部会（CCFL）において日本が食物アレルギーの公的分析法の確立の重要性を強調し、日本のアレルギー分析法を紹介した際も、リンク先に日本語しかなくてとても残念であったが、その後英語版を作成いただいたということがあった。

（事務局）順次英訳していく。

（細野秀和委員）代理汚染試験を必須としない意見出しをしているとのことだったが、国内の指針で代理汚染試験を求めている点については、見直しを行っていくのか。

（事務局）国内の指針においても、基本的には代理汚染試験の実施を求めているものの、必須ではない形となっている。その点を反映させるよう意見出ししたもの。

(2) 第 45 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

仮議題３　FAO 及び WHO からの関心事項

（清水隆司委員）FAO/WHO が、食品中のプロバイオティクスの健康及び栄養への影響に関するレビューを作成しているところだが、日本ではプロバイオティクスへの関心が高いことから、今後の予定等についても情報収集いただきたい。また、この作業の進捗は仮議題 8 のプレバイオティクスに関する議論にも関連するが、プロバイオティクスの定義が検討中の段階で、それに直接関係するプレバイオティクスの新規作業の提案については、慎重に検討すべきと考える。

（事務局）FAO/WHO が進めている当該作業は、仮議題 8 のプレバイオティクスガイドライン策定の議論にも関連していると考えており、本議題における FAO/WHO からの報告を聴取するとともに、情報収集に努めたい。

仮議題６　食品添加物に関する技術的正当性

（清水隆司委員）日本及び International Special Dietary Foods Industries（ISDI）が提出した意見が採用され、日本での使用実態がある全ての添加物の技術的正当性が評価されたことは、大変喜ばしいことと考えている。今後の作業として、今回の技術的正当性とともに、12 週齢未満の乳児における安全性データをセットで提出することになり、今回データを提出した日本と ISDI に対してこれらのデータ提出を求められることになると思われるが、実際には動物実験データの提供は容易ではないと思われることに加え、日本及び海外各国のメーカーも世界規模でかなり限られた添加物メーカーの添加物を使っていると思われるので、そのような事業者にも協力を求める形になると思われることから、日本からデータを提出できるという回答はしない方が良いのではないか。

（事務局）今後、CCNFSDU で技術的正当性が確認された添加物については、食品添加物部会（CCFA）に対し、JECFA による再評価のための優先順位リストへの収載が要請されるものと考えている。CCFA で同リストへの収載を検討する際には、データ提供者及びデータの提出時期の見通しが立っていることが前提となっており、基本的には、その添加物の使用を希望する国、オブザーバー又はメーカーが自発的にデータを提出するものであり、技術的正当性に関する情報を提供した特定のメンバーに、データ提出の負担が自動的に生じるものではないと認識している。また、今回の電子的作業部会（EWG）の第１回作業において、安全性評価データを提出できるか確認が行われており、日本が技術的正当性に関する情報を提出した添加物について、日本は安全性データの提出を約束していないが、ISDI 及びサウジアラビアがデータの提供が可能と表明している。他のデータ提供者及び提出時期の見通しが確保されれば、CCFA において同リストへ

の収載が検討され、評価に向けた手続きが進められるものと理解している。

仮議題７　CCNFSDU が所管する規格に係る分析・サンプリング法規格(CXS 234-1999)の分析方法の見直し

（清水隆司委員）今回対象となる分析法及びサンプリング法について、ビフィズス菌分析法及びタウリン分析法は日本企業が策定に関与したものであり、国際規格に収載されることは意義が大きいと考える。乳酸菌やビフィズス菌を配合した育児用ミルク等も世界で流通しており、これらの分析法は製品の妥当性確認に有用である。乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）やフォローアップフォーミュラ規格（CXS 156-1987）の品質規格への反映は容易ではないと思うが、将来的には当該規格の脚注等で分析法を参照するような位置付けとする方法も考えられるのではないか。

（事務局）乳酸産生培養物に関する分析法については、乳児用調製乳規格及びフォローアップフォーミュラ規格に規定値が設定されていないため、分析・サンプリング法部会（CCMAS）における評価や承認が困難であると判断され、今回は見送りが勧告されたものと承知している。今後の部会での議論の状況も踏まえながら対応してまいりたい。

仮議題８　新規作業/新たな課題に関する提案（CL 2025/77-NFSDU への回答）

（森田満樹委員）提案１のビタミン及びミネラル以外の成分を対象に含める提案については、成分によって科学的根拠や性質が異なることから慎重な対応が必要と考える。また、提案団体との面会においてどのような説明があったのか伺いたい。

（木戸啓之委員）同じく提案１について、CCNFSDU は栄養面から不足するものを補うための議論を行う場と理解している。アミノ酸や食物繊維までは理解できるが、それを超える機能性については対象外とすべきではないか。また、ハーブ等まで含めると食品と医薬品の境界の問題にも関わることから、栄養に特化した議論とすべきではないか。

（事務局）提案１について、提案団体との面会では、栄養補助食品市場の拡大を踏まえ、現在のビタミン・ミネラルに限ったガイドラインだけでは不十分であり、何らかの基準が必要との説明があった。一方で、我が国からは、栄養素と機能性に関する物質では取扱いが異なることや、既存ガイドラインの目的との整合性も踏まえ、慎重に検討すべきとの考えを伝えた。また、対象を栄養素に限定して見直しを行うのであれば受け入れ可能と考えるが、ハーブ等を含む幅広い物質を対象とする場合には、論点整理が十分になされるまで新規作業は見送るべきとの考えである。

（細野秀和委員）提案３について、新規作業提案書を確認したが、具体的に何をどのように検討するのかが分かりにくく、科学的な検討の進め方についても十分示されていないように思われる。提案団体の意図を聴取するとともに、専門家による科学的議論をベースに作業を進めることが確認できなければ、新規作業を認めるべきではないと考える。

(3) 第 56 回食品衛生部会（CCFH）

仮議題６　CCFH の文書と改訂された「食品衛生の一般原則（CXC1-1969)」の整合化

（山口隆司委員）議題６について、食品衛生の一般原則との整合化を進めていくとのことだが、前回の資料ではディシジョンツリー（判断樹）に関する記載があった。今回の検討においても、判断樹に基づいて整合化を進めていくとの認識で

よいか。

（事務局）判断樹については、作業する文書の優先順位を決めるためのものではなく、実際に文書の整合化の作業を行う際に、どのような考え方や手順で作業を進めるかを示すものと考えている。

今回の会議文書では、各コーデックス文書の内容を踏まえ、食品衛生の一般原則との整合が必要かどうか、必要な場合はどのように作業を行うかを判断するための判断樹が提案されている。今回、日本が実際に仮議題５のビブリオに関する文書の見直し作業を行う中で、整合化の作業が複雑で、判断に迷う場面もあったことから、今後の作業を円滑に進めるためにも、判断樹のような形で考え方や手順が示されることは有用であると考える。

仮議題７　食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の改訂原案（ステップ４）

（道野英司委員）ウイルスに関して、胃腸炎症状を示した従業員の待機期間の例示を48 時間と記載するということだが、日本国内において無症状ウイルス保有者が多い実態等を踏まえる必要があるのではないか。

特に、「48 時間」という期間のみが独り歩きすることは、現在の日本の調理現場における対策と整合しない可能性があるのではないか。また、日本では、迅速に検査を実施すれば、翌々日には結果が出るが、検査結果判明までに時間を要する国もあると思料。どのような観点から、48 時間と記載するのか、確認いただきたい。

（事務局）前回の議論においても、多くの加盟国から「48 時間」との記載について疑問が示され、削除も含めて議論されたが、EWG の議長から、一定の要請を踏まえたものであり、あくまで例示として記載するものとの説明があり、最終的に「48 時間」との記載が残された。

ご指摘いただいたように「48 時間」という具体的な期間を残すのであれば、どのような考え方に基づくものなのか、その位置付けについて改めて各国の考えを聴取しながら対応したい。

（廣田浩子委員）リステリアについては、冷凍食品業界においても関心が高いと考える。RTE 食品の定義における「合理的に予測可能」との表現について、安全性の考え方が従来よりも緩和されるような印象を受ける。科学的な観点から、従来の考え方との違いがあるのか。

（事務局）「合理的に予測可能」との考え方を導入することにより、事業者が RTE 食品（そのまま喫食可能な食品）ではないことを意図した食品であっても、多くの消費者が実際には加熱等をせず RTE 食品として喫食することが客観的なデータ等で合理的に予測される場合には、RTE 食品と同様の取り扱うことを求めるという考え方であり、むしろ安全側に立った管理を求めるものである。

前回会合では、日本から、事業者が RTE 食品ではないものとして管理している食品について、RTE 食品と同様の管理を求めることになれば、事業者に過度な衛生管理を求めることや、貿易上、貨物が拒否される事例が増加する可能性があるとの懸念を示し、反対意見を述べた。一方、CCFH 全体としては、このような考え方に基づく管理が望ましいとの意見が強く、今後もその方向で RTE 食品の定義の改訂作業が進められるものと考えている。

（廣田浩子委員）「合理的に予測可能」という考え方については、食品そのものの安全性の問題と、消費者がその食品をどのように受け取り、喫食するかの問題は区別して考える必要があり、この定義は消費者が意図された喫食方法を正確に理解しない場合の懸念から置かれているものであると理解した。

（事務局）日本としても、非 RTE 食品だからといって適切な衛生管理をしなくてもよいと言っているのではなく、適切な表示を行うことや、消費者に対して意図された喫食方法等を伝えるリスクコミュニケーションを併せて実施することが重要であるとの意見を述べたが、十分な理解を得るには至らなかった。

仮議題８　食品事業者のための食品アレルゲン管理に関する実施規範（CXC 80-2020）の改訂に関する討議文書

（森田満樹委員）仮議題８について、CCFL の予防的アレルゲン表示（PAL）の使用に関するガイドラインが採択されたことから、今後、CCFH において具体的な作業が進められていくものと認識しているが、現時点で想定されている今後の進め方や作業の方向性について、分かる範囲で教えていただきたい。

（道野英司委員）本件については、日本の制度との整合性も考慮する必要があると考える。PAL の参照用量として前回 CCFL で提示された数値について、日本では 10ppm 程度で表示の管理を行っていることから、管理の基準の設定によっては保護の水準に影響し得るものであり、関係者の関心が高い。また、基準等を変更する場合には、リスク評価に加え、事業者での実行可能性や経済的影響等についても考慮する必要があると考える。

日本の食品製造現場においても、実際の管理が難しく、注意喚起表示で対応している事業者が相当数存在する。PAL を踏まえた国際的なルールとして実効性のあるガイドラインを策定することが可能なのか。今後、どのような方向性で検討が進められる予定か伺いたい。

（事務局）これまでの CCFH における議論の経緯として、アレルゲン管理に関する実施規範の策定に当たり、2018 年の第 50 回 CCFH において、優先的に管理すべきアレルゲンと、アレルゲンがどの程度の量まで含まれることを許容するかという参照用量の設定について議論が行われた。

これらについては、FAO/WHO による科学的助言や CCFL における PAL の検討結果を踏まえて、今後、CCFH の実施規範においてどのように反映していくかを議論することとなっていた。

特に、食物アレルゲンのリスク評価をどのように行うかについても、FAO/WHO の専門家会合で検討が行われており、現時点ではフルレポートは公表されていないものの、公表されている概要では、PAL の使用の要否に加え、製造工程の改善や消費者とのリスクコミュニケーション等も含めた考え方が示されており、今後、これらの考え方を CCFH の文書にどのように盛り込むかという観点から議論が進められるものと考えている。

その上で、国内制度との関係については今後の検討が必要であるものの、国際的に共通したリスク評価の考え方が示されることは国際貿易の観点からも重要であり、改訂作業が開始された場合には、分かりやすく実用的なガイダンスとなるよう、日本としても議論に貢献していきたい。

仮議題９　急速冷凍食品の加工及び取扱いのための実施規範（CXC8-1976）の改訂に関する討議文書

（山口隆司委員）前回の議事録では、-15℃での急速冷凍について、FAO/WHO に対して、科学的な観点からの整理・助言を求めていたと認識している。先ほど、現時点ではまだその回答が得られていないと説明があったため状況を理解した。

(4) その他

（松藤寛委員）コーデックスの議論は広いと感じつつ、部会ごとの議題によっては、

違和感がある。例えば、CCCF で再生プラスチックの安全性を議論するのは毛色が違うと感じ、CCNFSDU の食品添加物のところで機能性の成分を議論するのは、部会のマンデート的にかなり違和感がある。そのような議題について、部会において却下あるいは他の部会にすべきという議論はないのか。

（事務局）特に新しい議題については、総会においてどの部会で検討するかについて議論になることがあると承知している。新規性の高い、あるいは従来想定されなかった議題であると、既存部会とフィットしにくいこともあり、御指摘のとおり、議題と部会がなじまないのではと違和感を持たれることがあるのは理解できる。部会によって、新規的な議題が却下されやすい、されにくいといったことについて知見は持ち合わせていない。他省庁でコメントがあれば補足願いたい。

（事務局）再生プラスチックの議論については、CCCF で過去にアクリロニトリルのガイドライン値の策定等、関連する作業をしていたことを踏まえ、総会の采配により CCCF で議論することになった経緯がある。CCCF の付託事項（ToR）に完全に合致するとは言えないが、できるだけ新しい部会を増やさず、既存の部会で対応するのがコーデックスの基本的な姿勢と認識している。

（以上）